



## 資格確認書の有効期限をご確認ください

国民健康保険・後期高齢者医療保険の資格確認書は、7月31日（金）で有効期限が満了となり、使用できなくなります。有効期限後は各自で裁断してください。

マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しています。医療機関・薬局では、マイナ保険証または資格確認書を提示してください。

### ①国民健康保険に関すること

○次のいずれかを7月中旬より順次発送します。

届くもの	対象者
資格確認書	マイナ保険証をお持ちでない方
資格情報のお知らせ	マイナ保険証をお持ちの70歳以上の方 (70歳未満の方に交付済みの資格情報のお知らせに有効期限はありません)

#### ○限度額適用証（限度額適用・標準負担額減額認定証）の申請受付

8月1日（土）から使用する認定証の申請を7月1日（水）から受付します。現在交付を受けている方の有効期限は7月31日（金）までです。8月以降も必要な場合は保険課医療係まで更新申請してください。

### ②後期高齢者医療保険に関すること

○次のいずれかを7月中旬より順次発送します。

※昨年度は全員に資格確認書を交付しましたが、今年度は以下のとおり変更となります。

届くもの	対象者
資格確認書	85歳以上の方 (マイナ保険証または資格確認書で受診できます。)
	84歳以下でマイナ保険証をお持ちでない方
資格情報のお知らせ	84歳以下でマイナ保険証をお持ちの方 (マイナ保険証で受診してください。)



※資格確認書の有効期限内に、ご自身がマイナ保険証をお持ちかご確認ください。

### ①②国民健康保険・後期高齢者医療保険に関すること

○資格情報のお知らせは、マイナ保険証の読み取りができない医療機関などにおいて、マイナ保険証とともに提示することで受診できます。大切に保管してください。

○資格確認書は、マイナ保険証をお持ちでない方に引き続き保険診療を受けられるよう、申請不要で交付します。※マイナ保険証をお持ちの方でも、受付が困難な場合は申請により取得できます。

○新しい資格確認書または資格情報のお知らせが7月末になっても届かない場合は保険課医療係までご連絡ください。

○限度額適用認定証の提示が不要になります。

マイナ保険証の利用により事前手続きが不要となり、高額療養費制度の限度額を超える支払いが免除されますので、ぜひご利用ください。

## 医療費助成のお知らせ

### ○北海道医療給付助成事業の受給者の皆さんへ

重度心身障がい者、ひとり親家庭等、子どもの各医療費助成を受給している方の受給者証は7月31日（金）をもって有効期限が満了となります。8月から使用いただく受給者証は7月下旬に郵送します。

なお、助成区分は令和8年度の世帯の町・道民税の区分で決定されます。未申告の方は、至急手続きをお願いします。

問合せ 保険課 医療係 ☎21-2121